附則第二条の表に次のように加える。

三　台湾の戸籍に記載されている者（台湾の権限のある機関又は台湾の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）	排他的経済水域のうち、次に掲げる点を順次に直線により結んだ線以西の海域 一　北緯二四度四六分東経一二二度三〇分の点から北緯二四度四九分三七秒東経一二二度四四分の点（次号において「A点」という。）に至る直線と中間線（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。第十号において同じ。）との交点 二　A点 三　北緯二四度五〇分東経一二四度の点 四　北緯二五度一九分東経一二四度四〇分の点 五　北緯二五度二九分四五秒東経一二五度二〇分の点 六　北緯二五度三〇分東経一二五度三〇分の点 七　北緯二六度二〇分東経一二五度三〇分の点 八　北緯二六度三〇分東経一二六度の点 九　北緯二七度東経一二六度二〇分の点（次号において「B点」という。） 十　B点から北緯二七度東経一二二度三〇分の点に至る直線と中間線との交点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁令

○復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十八条第一項、第二十条第一項、第二十八条、第三十五条第二項第三号ハ並びに第三十六条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「第四十四条第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条本文中「第四十四条第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第四十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第三号中「第四十四条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第八条中「第四十四条第二項第三号」を「第五十七条第二項第三号」に改め、同条を第十六条とする。

第七条（見出しを含む。）中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「別記様式第十二」を「別記様式第十七」に改め、同条を第十四条とする。

第五条各号列記以外の部分中「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に、「別記様式第十一」を「別記様式第十六」に、「第三十八条第二項」を「第五十一条第二項」に改め、同条第二号中「第三十八条第四項」を「第五十一条第四項」に改め、同条第三号中「第三十八条第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同条第四号中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第四条（見出しを含む。）中「第十九条」を「第二十七条」に改め、同条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第七」に改め、同条第三項中「準用する。」の下に「この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。」を加え、同条第四項中「別記様式第十」を「別記様式第十一」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の六条を加える。

（法第二十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第七条　確認（法第二十八条に規定する確認をいう。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一　申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　第五条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。